

11月は児童虐待防止推進月間です～未来へと命を繋ぐ^{いちはやく}189～

▷問い合わせ先＝子ども課子ども福祉係(☎内線194)

子どもや保護者のこんなサインを見落としていませんか？

▷子どもについて

- ・いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- ・不自然な傷や打撲の痕がある
- ・衣類や体がいつも汚れている
- ・表情が乏しい、活気がない
- ・夜遅くまで一人で遊んでいる



▷保護者について

- ・地域などと交流が少なく孤立している
- ・小さい子どもを家に置いたまま外出している
- ・子どもの養育に関して拒否的、無関心である
- ・子どものけがについて不自然な説明をする

児童虐待とは…？

- ・身体的虐待
殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

- ・ネグレクト
家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、重い病気になっても病院に連れて行かないなど
- ・性的虐待
子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ・心理的虐待
言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(DV)など

児童虐待かもと思ったら、
すぐにお電話ください。

■連絡先

- ・子ども課子ども福祉係(☎⑦3111内線194)
- ・児童相談所全国共通
3桁ダイヤル(☎189)
※一関児童相談所に
つながります。
※子育てに関する悩みも相談ください。



ありがとうございます～ふるさと大船渡応援寄附～

▷問い合わせ先＝企画調整課政策調整係(☎内線214)

10月1日から10月31日までの間、全国各地から、47件7,355,000円の寄附をいただきました。大変ありがとうございました。

寄附をいただいた人のうち、本人の了解が得られた皆さんの氏名を掲載します。

【個人】(敬称略・50音順)

五十嵐雅夫 江口 洋 草深 一枝 佐藤 健也 永松 弘充 松田 直也
五十嵐祐介 江口麻衣子 櫛引 淳之 佐藤 亮 仁田 妙子 盛田 昭彦
石塚 美樹 大賀 隆資 小池 廉 眞田 貴宗 楡井 翔大 山中 宏
石原 宗明 大西 和雄 小林 基昭 鈴木 忠人 畑中 惇志
板澤 朋子 大野 功二 齋藤 弘 泰井 康有 早川 修
井出 義文 大宮 弘子 榊原総一郎 高橋 弘二 古川 勇治
今出陽一朗 遅澤 茂樹 佐々木貴康 高橋麻吏江 増田 剛士



ありがとう

(5) 広報大船渡お知らせ版 令和元年11月20日号(No. 1163)

▷問い合わせ＝市役所☎0192⑦3111

起業セミナー「第7期 大船渡なりわい未来塾」を開催します

▷申込先/問い合わせ先＝起業支援室(☎内線106/☎4477/Eメールofu_syoko@city.ofunato.iwate.jp)

起業は初めてのことばかり。どこから手をつけてよいかわからない人がほとんどです。

起業を考える人にとって、どのような準備が必要なのか、経営やマーケティングについて基礎から学べるセミナーを開催します。

講師のサポートを受けながら、全3回で事業計画を作ることができますので、起業に対する不安と一緒に解消しましょう。

詳細は、起業支援室のホームページをご覧ください。応募をお待ちしています。

▷開催日時・内容＝下表のとおり

回	期 日	内 容
第1回	令和2年 2月1日(土) 18:00～21:00	開講式、塾の概要について
	2月2日(日) 9:00～16:00	経営や事業計画について
第2回	2月15日(土) 18:00～21:00	マーケティングと顧客について
	2月16日(日) 9:00～16:00	コストや事業の仕組みについて
第3回	2月29日(土) 18:00～21:00	事業性の検討について
	3月1日(日) 9:00～16:00	事業計画の取りまとめ、閉講式など

▷会場＝市役所1階第1会議室

▷対象＝市内で起業してみたい人、自社事業の拡大や販路の拡大などに興味がある人

▷講師＝(公社)日本技術士会(経営工学部会)会員

▷受講料＝無料

▷定員＝10人程度

※最少催行人員5人

▷申込方法＝申込書に必要事項を記入の上、起業支援室に直接持参するか、ファクスまたはEメールで申し込みください。

※申込書は市役所1階市民ホール、大船渡商工会議所に備え付けているほか、市のホームページからダウンロードできます。

▷申込締切＝12月20日(金)



起業支援室ホームページQRコード



国保・後期高齢者医療費一部負担金、介護保険サービス利用者負担金について

▷国民健康保険に関する問い合わせ先＝国保年金課国保係(☎内線143・144)

▷後期高齢者医療制度に関する問い合わせ先＝国保年金課医療給付係(☎内線142・148)

▷介護保険サービスに関する問い合わせ先＝長寿社会課介護保険係(☎⑥2943)

負担金の免除期間を延長します

東日本大震災で被災した人は、被災状況により、医療機関などでの窓口負担、または介護保険サービスの利用者負担が免除されていますが、令和元年12月31日までとなっている免除期間を延長します。

対象となる人には、令和2年1月から有効となる証明書を12月中に郵送しますので、確認してください。

また、本市から転出する場合は、免除していない市町村があるため、転出先の市町村に確認くだ

さい。

■国民健康保険

▷免除期間(被災状況などで期間が変わります)

①令和2年12月31日まで延長(住家の全半壊など)

②令和2年6月30日まで延長(業務休廃止など)

■後期高齢者医療制度

▷免除期間＝令和2年12月31日まで

■介護保険サービス(利用者負担額免除)

▷免除期間＝令和2年12月31日まで

■その他

免除対象となる条件については、問い合わせください。